

山鹿市建築物等木材利用促進基本方針

(平成24年11月26日策定)

(令和5年3月31日改正)

森林は、木材の供給、水源かん養や国土の保全、さらに保健休養の場の提供など、市民の暮らしを豊かにする様々な恵を我々にもたらしてきた。しかし、長引く木材価格の低迷と需要の減少により、林業や木材産業は厳しい状況に置かれ、このままでは森林が持つ多面的機能の発揮や森林資源の循環利用に支障をきたすことが危惧されている。

木材は加工から廃棄に至る過程のエネルギー消費が少ないなど、環境への負荷が小さく、使用している間は木材自体が炭素を固定し続けるため、地球温暖化防止対策の視点からも優れた身近な資材であり、植栽や保育を行うことにより再生産が可能な循環型資源である。

さらに、木材によって形成される空間は、人の健康や心理面で非常に良い影響をもたらすことが明らかになっている。

このように木材の利用は、脱炭素社会の実現に貢献するものであり、地産地消を進めながら森林文化を継承・発展させていくことが、市民共有の環境財産としての森林を健全な状態で未来に引き継ぐことにつながる。

そこで、本市において、市内の建築物等における木材の利用の促進に関し、必要な事項を定めるため、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、この基本方針を定めるものとする。

第1 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用を促進すべき対象

ア 市等工事で整備する公共施設

広く市民の利用に供される学校施設、公衆浴場、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、社会教育施設（図書館、公民館等）、社会体育施設（体育館等）、公園施設、道路や公共交通機関に係る施設、農林水産業関係施設、公営住宅、庁舎等の公共性の高い建築物及びその附帯施設

イ 市等工事以外で民間事業者等が整備する建築物

ウ 民間事業者が行う公共交通機関の旅客施設等の建築物

エ 公共工事で設置する施設

オ 住宅等の一般建築物

*市等工事：市が直接又は市内各種団体への補助等により整備する工事

*公共施設：公共性の高い建築物及びその附帯施設

*公共工事：地方自治体を実施する河川、砂防、道路、公園、農業農村整備、治山・林道、その他の土木工事

2 木造計画・設計基準の活用

建築物等の整備に当たっては、木造施設の設計（基本計画、基本設計及び実施設計

計)に関する技術的な事項及び標準的な手法を定め、設計の効率化と性能の確保を図ることを目的として国が定める木造計画・設計基準(以下「木造基準」という。)や、くまもと県産木材による木造建築物普及の手引き(熊本県)の活用を図る。

3 木材の地産地消の促進

市内で生産又は製造された市産資材(丸太、製材品、内装材、合板、集成材、ペレット、チップその他の加工品)の優先使用に努める。

4 建築物木材利用促進協定制度の活用

ア 建築物木材利用促進協定の周知

市は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努める。

イ 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

市は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、基本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。

ウ 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

市が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、その協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた方針に即した取り組みを促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取り組み内容について情報発信する。

第2 市等工事で整備する公共建築物等における木材の利用の目標

- 1 低層の公共施設は、原則として木造とする。ただし、法令上の規定がある場合や許容範囲を超える負担増となる場合並びに防災関連施設等の用途面及び構造・耐久性等の技術面から木材の利用が困難である場合を除く。
- 2 建築物の構造にかかわらず木質化が可能な床、壁等については木質化を推進する。特に市民の目に触れる機会が多い施設の内装は木質化に配慮する。
- 3 木材を原材料とした備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具又はボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料の利用を検討し、利用の促進を図る。
- 4 木材・木製品を用いた工法を検討し、積極的な木材の利用を図る。
- 5 その他木材の利用に当り、次の事項に配慮する。

ア 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成28年法律第48号)に規定する特定調達品目に該当する木材(木材を原料として使用した製品を含む。)は、同法の規定により策定された環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断基準を満たすことを目標とする。

イ 歴史的・文化的価値を有する施設の整備に当たっては、その価値に相応し材の利用を図る。

* 公共建築物等：公共施設と公共工事の総体

第3 建築物等の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

1 木材の供給等に携わる者の役割

- ア J A S製品など品質・性能の確かな木材又は合法性が証明された木材の低コスト化及び木材の円滑な供給体制の整備に努める。また、木材の利用の促進に資する建築工法等に関する情報の提供や技術の研鑽に努める。
- イ 建築物の整備の用に供する木材（大断面、長大材等の特殊材を含む。）の円滑な供給を図るため、発注者や設計者等との情報の共有化に努める。

2 市の役割

- ア 法第17条に規定する木材製造高度化計画の認定制度については、国が法第10条の規定に基づき定める基本方針のほか関連通達等に基づき、県と連携を図りながら的確な運用に努める。
- イ 市等施設及び市等工事において、原則としてJ A S製品又は合法木材を使用することで民間への波及を図り、事業者の供給体制の整備を促す。
- ウ 木材製造業者が行う新たな商品の開発及び品質・性能の確かな木材の製造施設整備を支援する。
- エ 広域的視点に立った木材の効率的かつ安定的な供給を図るため、木材関係団体に対し指導及び助言を行う。
- オ 木材の確保に当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき無秩序な伐採の防止に努めるとともに、再生林などの確な更新の確保を図る。
- カ 建築物を整備しようとする事業者に対し、木材の利用に関する専門的な知見を提供する。

*市等施設：市が直接又は市内各種団体への補助等により整備する建築物

第4 その他山鹿市の建築物等における木材の利用の促進に関する必要な事項

1 市の役割

- ア この基本方針に即し、地域の実情、関係者の役割分担等も踏まえ、市の公共施設における木材の利用の促進に努める。
- イ 市等工事で整備する公共施設において、可能な限り木材の利用が図られるよう、関係者の協力を得て企画・計画の初期段階において木材利用の可能性を検討する。
- ウ 民間が整備する建築物においても、木材の利用促進に対する意識への理解と協力が得られるよう働きかける。

2 公共建築物等の整備等に関して考慮すべき事項

- ア 木材の利用に当たり、一般に流通している木材を使用するなど設計上の工夫又は効率的な木材調達等によりコストの縮減に努める。
- イ 建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等も含めたライフサイクルコストを考慮する。
- ウ 近年技術開発が急速に進んできている新たな木質部材（木質耐火部材、接着重ね材、CLT（直交集成板）等）の活用を努める。
- エ 建築基準法の改正（平成26年法律第54号）により、一定の防火措置を行うことで主要構造部の木材を防火被覆せずに見せながら使える準耐火構造等での建築が可能となったことを考慮する。
- オ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定

められた木造建築物の耐用年数は非木造建築物に比較し短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った建築物は、長期にわたり利用が可能であることを考慮する。

カ 木質バイオマスを燃料として利用する場合は、処理経費等のコスト縮減を図りながら、燃焼灰の有効活用に努める。